

防災表示者登録申請等に係る意見書に関する事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第4条の4第3項及び「防災表示制度の運用について」（平成13年消防予第42号）別添1の「防災表示者登録要綱」第2の規定に基づく、消防長の意見（以下「意見書」という。）に関する事務処理について必要な事項を定めることを目的とする。

(意見書の作成)

第2条 意見書を作成する対象は、防災表示者の登録を申請しようとする者が防災物品の製造、処理、裁断、施工、縫製又は輸入販売を行う工場、事業場又は店舗等の所在地が豊中市内に存するものとする。

(事務の処理)

第3条 規則第4条の4第3項の規定に基づき、消防庁長官より防災表示を付する者の登録申請についての通知があった場合には、次に掲げる各号により処理するものとする。

- (1) 消防庁長官よりの通知文に添付されている防災登録に関する意見書（様式第1号）に必要事項を記入し、2通作成すること。
- (2) 意見書作成に際しては、必要により現地調査を行うこと。ただし、規則第4条の5の規定による登録確認機関の現地調査と同時期になることがあるので、申請者の負担軽減に配慮するものとする。
- (3) 作成した意見書の1通は、消防庁長官あて送付し、1

通は予防課において保管すること。

- 2 規則第4条の4第5項の規定による登録事項変更届に係る事務処理については、前項の規定を準用する。

(審査の基準)

第4条 意見書作成の審査の基準については、「消防法施行規則第4条の4第4項及び第4条の5第2項の規定に基づき、防災表示を付する者の登録の基準及び登録確認機関に申し込みをしたことを証する書類をもって代えることができる添付書類を定める件」(平成12年消防庁告示第9号)に定めるところによる。

(登録の通知等)

第5条 規則第4条の4第3項の規定に基づき、消防庁長官より防災表示者として登録された者(以下「登録表示者」という。)の通知があった場合は、第4条の規定により作成した意見書に通知書を添付し、保管するものとする。

- 2 登録表示者に係る登録内容の変更、廃業又は登録の取り消しの通知があった場合は、意見書にその旨を朱書きし、処理すること。

(指導監督)

第6条 登録表示者が、規則第4条の4第6項の各号のいずれかに該当していないか又は防災性能を有していない物品を防災物品として製造等していないかを随時調査すること。

- 2 前項の調査により違反事項が判明した場合は、登録表示者の違反(不適格)報告書(様式第2号)により消防庁長官に報告すること。

附 則

(平成18年10月20日豊消予第56号消防長通知)

この要綱は、通知の日から施行する。

様式第2号

年 月 日

消防庁長官様

豊中市消防長 印

登録表示者の違反（不適合）報告書

下記のとおり、違反（不適合）が認められましたので報告します。

記

- 1 所在地及び名称
- 2 代表者名
- 3 登録番号
- 4 登録年月日
- 5 違反（不適合）内容